

# 分会ニュース2018

全日本港湾労働組合  
関西地方建設支部  
太平ビルサービス分会  
大阪府中央区瓦町1-6-10  
電話 06-6229-3620

## 「どうなってんねん 組合Q&Aパート6」

太平ビルサービス分会(以下分会と言う)の組合員の皆さん、従業員の皆さん、。  
来る9月21日、新「組合」が「定期大会」を開催するそうです。  
ということで「どうなってんねん 組合Q&Aパート6」

Q 1

Q&A久しぶりじゃないですか？

A  
新「組合」が昨年10月「定期大会」開催の後、この9月21日に今年の定期大会を開くまで、彼らの「活動」が全然聞こえてこなかったものでご無沙汰していました。

Q 2

でも新「組合」も昨年の大会で平成29年度活動方針を決めてやっと動き始めたのではないのですか？

A  
パート5でも指摘した通り、彼らの「大会」は普通の労働組合の大会と違う奇妙な「大会」で、現に私たちはこの大会に参加したという一般の従業員を知りません。また決めた「活動方針」がどのようなものであるのか、全く明らかにされていないのです。そしてなにより昨年の「大会」以降、冬一時金、春闘、夏一時金など労働条件を決定する活動も一切明らかになっていません。誰か一度でも彼らの団体交渉の様子を聞いたことがありますか？

Q 3

では彼らはなぜまた「大会」を開こうとしているんですか？

A  
私たちは昨年確かに彼らが労働組合なら「大会」くらいちゃんと開きなさいよ、と言いました。役員の選出も、金の出入りの報告も労働組合なら必要ですよ、と。彼らなりに答えようとしたのかも知れません。

しかし労働組合は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位向上を図ることを目的として組織する団体」(労働組合法第二条)です。ちなみにこの労働組合法は「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進する・・・」(労働組合法第一条)ことを法律の目的に掲げています。つまり問われていることは、この一年労働条件の維持改善にどんな役割を果たしたのか、ということです。カタチを取り繕う「大会開催」は笑止と言わねばなりません。

Q 4

でも新「組合」も去年よりはちゃんとやるんじゃないですか？

A  
それがまたそうとも言えないもので。

一つ例に取れば、彼らが提出しなさいと言っている「大会委任状」は、第1号から第6号迄の議案の議決権行使の委任を求めるものですが、恐るべきことにこれらの議案が明らかにされないままの委任状なのです。

少なくとも「誰それに議決権行使を委任する」という時どんな議案であるのかが判らずどう委任せよというのでしょうか。ホントに「議案」はあるんですか？せめてカタチくらい取り繕いなさいよ。

蛇足ながら「大会委任状」の提出先が「太平ビルサービス大阪労働組合御中」となっていますが、「執行委員長」宛にはなっていません。何故なのでしょう。

## 全港湾太平ビルサービス分会第44回定期大会に参加を！！

全港湾太平ビルサービス分会では、第44回定期大会を10月26日に開催します。次年度は高槻地域の入札など大変困難な年を迎えます。定期大会に出来るだけたくさんの組合員が参加し、賃金労働条件の向上、雇用の維持を勝ち取りましょう。

彼らの「大会」はどうか。「労働条件を維持向上」する取組はあるのか。  
まずは議案書を、決算報告書を、役員名簿を確認しなければなりません。

## 「第44回定期大会」に参加しよう！！

太平ビルサービス分会の「第44回定期大会」を、次のとおり行ないます。一人でも多くの方の参加を呼びかけます。

と き / 2018年10月26日（金）

第1部 PM5：00～  
第2部 PM6：00～

ところ / ヴィアーレ大阪

